

広報萩
2/15号掲載
(令和6年度)

海産物の電話勧誘トラブル



以前、利用したことがあるという海産物事業者から電話がありました。要らないと断りましたが、来月に届けると言われ、一方的に電話を切られました。業者名も連絡先も分かりません。もし商品が届いたらどうしたらよいのでしょうか？

相談事例



北海道の水産業者を名乗って、電話がかかってきました。業者が「経営が苦しい。助けてほしい。」と言うので、支援目的で注文をしたら、値段に見合わない粗末な商品が届きました。クーリング・オフをしたいのですが、業者が電話にでません。

相談事例

注意事項

- ◇ 断ったにもかかわらず、**一方的に商品が届いた商品**については、代金は支払わず、送り主の名称や連絡先をメモしてから**受取拒否**をしましょう。
- ◇ **事業者からの電話勧誘**で契約した場合は、海産物等の生鮮食品もクーリング・オフができます。返品の際は、冷凍で届いた商品は冷凍で返品しましょう。
- ◇ 必要以上に情に訴える、話の内容におかしな点がある、連絡先を教えてくれない、勧誘が強引など、少しでも不審な点があった場合は、**きっぱりと断りましょう！**